

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 1月12日
【会社名】	株式会社ECI
【英訳名】	ECI, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 鈴木 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台4-7-7
【電話番号】	03 (5452) 0662 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 角 政樹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台4-7-7
【電話番号】	03 (5452) 0662 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 角 政樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,485,850円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,008,985,850円
【安定操作に関する事項】	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】（第12回新株予約権証券）

## (1)【募集の条件】

発行数	115個（新株予約権1個につき300株）
発行価額の総額	8,485,850円
発行価格	新株予約権1個につき73,790円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年1月29日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ECI 経営管理部 東京都目黒区青葉台4-7-7
払込期日	平成22年1月29日（金）
割当日	平成22年1月29日（金）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 六本木支店

（注）1. 第12回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成22年1月12日（火）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 平成22年1月12日（火）開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。

5. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	Oakキャピタル株式会社		
割当新株予約権数	115個		
払込金額	8,485,850円		
割当予定先の内容	住所	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井博康	
	資本金 （平成21年3月31日現在）	30億4,200万円	
	事業の内容	投資事業	
	設立年月日	大正7年2月22日	
	主要取引先	一般法人	
	主要取引銀行	(株)三井住友銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)みずほコーポレート銀行	
	大株主 （平成21年3月31日現在）	エスアイエックス エスアイエス エルティ デー 5.67% 竹井博康 4.12% エルエムアイ株式会社 4.02% 株式会社三博商会 1.39% 株式会社不二設計 1.18% 木村正明 0.94% コメルツバンク（サウスイースト アジア）リミテッド 0.81%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	営業取引	該当事項はありません。	
	営業取引以外の取引	該当事項はありません。	
	人的関係等	該当事項はありません。	
最近3年間の業績（連結）			
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	24,340	17,084	2,302
経常損失（百万円）	2,096	3,339	1,087
当期純損失（百万円）	3,624	4,331	2,616
1株当たり当期純損失（円）	17.50	20.92	12.45
1株当たり純資産額（円）	45.02	23.97	10.43

（注）1. 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年12月31日現在のものです。

## 2. 割当先を選定した理由

当社グループは、当社及び連結子会社1社（株セルテ）により構成されており、事業別には医薬品の研究・開発を行う創薬及び創薬関連事業、バイオ関連製品の販売等を行う創薬ツール供給事業、健康食品卸売事業を行っております。

創薬及び創薬関連事業においては、「癌治療薬ECI301開発プロジェクト」と抗炎症薬の開発を目指す「フロント（FROUNT）創薬開発プロジェクト」を中心に新規医薬品の開発を進めております。「癌治療薬ECI301開発プロジェクト」では、平成21年6月にIND（米国における新薬臨床試験開始届）の承認を得ており、現在、米国国立研究機関において非小細胞肺癌などを対象とした臨床試験を実施しております。「フロント（FROUNT）創薬開発プロジェクト」では、アステラス製薬株式会社と共同研究契約を締結し、臓器移植時の拒絶反応や関節リウマチ等の様々な難治性炎症性疾患に対する画期的な新薬の開発を目指しております。

創薬ツール供給事業においては、GEヘルスケアバイオサイエンス社の代理店ネットワークを活用した細胞動態解析装置TAXIScan（TAXIScan-FL及びEZ-TAXIScan）の販売と新製品の共同企画・開発を進めています。細胞動態解析装置は、免疫細胞の走化性動態を観察できる世界で唯一の装置であり、免疫細胞系制御に基づくがん等の新薬開発の切り札と成り得るものです。

健康食品卸売事業では、海外から健康食品原料コタラヒムを輸入して富士フィルムホールディングス株式会社の取引先で、健康食品を取り扱っている株式会社環境クリエイト21に納入しております。

しかしながら、医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動におけるキャッシュフローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、癌治療薬ECI301の臨床試験等の研究開発費を先行投資しております。また、他社との共同による受託研究を主な収益としている創薬関連事業における研究協力金、及び細胞動態解析装置の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いております。

以上を鑑み、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が生じています。当該状況に対応すべく、当社は事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。

なお、がん治療薬ECI301および細胞動態解析装置TAXIScanの事業推進に必要な資金の調達につきましては、間接金融による資金調達が厳しい状況にあり、新株発行増資の実現に取り組んでおり、平成20年9月5日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による第9回新株予約権の発行を決議し、投資会社であるセノテキャピタル株式会社にその全てを割当て、平成21年8月27日に全ての権利行使が完了致しました。さらに平成21年3月3日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による第10回新株予約権の発行を決議し、当社の事業提携先であるInno Bio Ventures Sdn. Bhd.社、第9回新株予約権割当先であるセノテキャピタル株式会社、岡本武之氏、松本義夫氏、岸田譲二郎氏に対して割り当てました。しかしながら、当該第10回新株予約権の行使は平成22年1月8日現在で発行総数60個(株数24,000株)に対して43個(株数17,200株)が未行使となっております。その大きな理由として、新株予約権の主な譲渡先であるInno Bio Ventures Sdn. Bhd.社が世界的な金融市場の混乱や為替相場の変動により、権利行使が出来ない状況にあり、為替相場が安定して権利行使ができるまでに時間がかかることから、資金計画に相違が生じたためです。本件の調達方式が、新株予約権を発行する方式となりましたのは、割当予定先が、当該方式を希望し、当社としましても、割当予定先が当社の資金需要に柔軟かつ機動的に対応して頂けると判断したためです。

今回の割当先の選定ですが、今般、資金調達の実現をより確実なものとするべく投資実績のある国内の投資会社を選定することに致しました。具体的には当社を取材して投資レポートを作成している株式会社K C R総研(IR支援サービル会社)より、潜在成長力の高い新興上場企業に対する投資を積極化している会社としてOakキャピタル株式会社を紹介頂きました。割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、金融危機後の混乱により、割安となった投資案件が増えたことから、積極的な投資活動を開始しております。企業の潜在的な成長力を評価することによって、その将来性に投資し支援することを投資スタンスとしております。投資対象は、中小型新興市場の上場株投資を含めた成長事業支援投資と事業再編投資を二本柱としています。このうち、上場株投資については、成長力を有しながらも現在の経済環境によって、資金調達の制約から積極的な事業展開ができていない中堅企業が数多く存在していることから、それらの企業の需要に応えるため、成長・再生支援投資に重点を置き、積極的に投資を行っています。こうした先方の投資目的と多くの可能性を有するがん治療薬ECI301を有する当社とのニーズが合致したことから、今回割当予定先に選定しました。

当社といたしましては、同社は上記のとおり投資事業を中心に事業を展開する東証2部上場企業であり、投資業務が順調に進捗し、平成22年3月期第2四半期決算において、連結経常利益6億31百万円、同純利益2億45百万円の黒字を計上しております。この結果、平成21年12月16日に継続企業の前提に関する事項に関する重要な不確実性を全て解消しました。米国発金融危機以降、投資業務を控えていましたが、現在の環境を好機と捉え、大型の資金調達を決定するとともに、平成21年9月より投資を再開し、米国系投資会社とも業務の提携を行っています。今回、当社のがん治療薬ECI301と細胞動態解析装置TAXIScan-FLの可能性を評価して頂いたことから、割当てを引受けることに了解が得られました。

当社は同社の直近の財務諸表等から財産の存在を確認しており、自己資金による払込が行われるとの確証を得ております。また同社は東京証券取引所に上場しており、同社から反社会勢力とは関係ない旨の宣誓書を受領しており、かつ、反社会勢力とは無関係であるとの確証を紹介者である株式会社 K C R 総研からも得ております。

また、割当予定先である O a k キャピタル株式会社は、今回の本新株予約権の引受け及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使及び売却をしていく旨の表明をしております。

本新株予約権発行による資金調達、当社グループの収益力の強化及び財務体質の改善に繋がることで企業価値向上に寄与し、多くの株主様のご期待にこたえるものであると考えております。

今回の資金調達により、当面の資金需要が満たされ、米国でのがん治療薬 ECI301 の臨床試験進行に伴うライセンス契約、細胞動態解析装置 TAXI Scan-FL の販売にも目処が付くことが予想されるため、継続企業の疑義解消のためにも必要であると判断しており、既存の株主の方にとりましても必要な資金調達と考えております。

- 3 . 当社と割当予定先である O a k キャピタル株式会社との間には、本新株予約権の発行による資金調達に関するアドバイザー業務の受発注関係があります。

注記事項：今回の新株予約権発行に際し、第10回新株引受権引受者3名が優先権を主張されています。この件について、当社としては弁護士とも相談した上で、資金的裏付けの確認がとれず、また、今までの予約権の行使実績からしても今回、優先権を付与することは出来ないと判断いたしました。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>株式会社ECI普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度を採用していないため単元株式数はありません。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、300株（以下「対象株式数」という。）とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式34,500株とする。</p> <p>ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率</p> <p>また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第 2 項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、29,000円とする。ただし、本欄第 3 項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p>

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、1 円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。  
その他行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。



	<p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,008,985,850円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年1月29日から平成24年1月28日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>株式会社ECI 経営管理部 東京都目黒区青葉台4-7-7</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 六本木支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、会社法第236条第1項第7号口の定めに従い、当社取締役会が新株予約権を取得する日を定めた場合は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って、当該取得日の2週間前までに取得の対象となる本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において、本新株予約権1個につき73,790円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って、当該取得日の2週間前までに取得の対象となる本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき73,790円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に振り込むものとします。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
- 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
3. 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行に伴い、平成21年5月18日開催の臨時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しません。

#### 4. 本新株予約権の発行価額及び行使時の払込金額の算定理由

- (1) 本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法が適当と判断し、第三者機関に当社の新株予約権の価値算定及び有利発行に該当しないことのリーガルチェックを依頼しました。その結果を参考に、本新株予約権の1個当たりの発行価格を金73,790円と決定いたしました。
- (2) また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、取締役会決議日に先立つ取引日（平成22年1月8日）までの1か月間における株式会社名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値30,017円を勘案して29,000円としました。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,008,985,850	54,000,000	954,985,850

- (注) 1. 払い込み金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（8,485,850円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1,000,500,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用は、割当予定先に対する本新株予約権の発行に係るアドバイザリー料3,500万円、割当予定先の紹介者に対する紹介料1,500万円及び本新株予約権価値算定費用400万円であり、その概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額954,985,850円については財務基盤を安定させるための運転資金と創薬（がん治療薬ECI301）支援及び機器（細胞動態解析装置TAXIScan：TAXIScan-FL及びEZ-TAXIScan）販売の事業支援に充当する予定です。具体的には、運転資金に、人件費240百万円、オフィス賃貸料72百万円、監査費用24百万円、その他14百万円、合計350百万円を充当する予定であります。充当期間は平成22年2月から平成23年1月までを予定しております。創薬治験支援及び機器販売の事業支援には、創薬治験支援費用100百万円、機器（細胞動態解析装置TAXIScan）販売の販売促進費用50百万円を充当する予定であります。充当期間は平成22年2月から平成23年1月を予定しております。平成23年2月以降に残りの454.98百万円を運転資金と創薬治験支援及び機器販売促進費用に充当する予定であります。

ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期は新株予約権者の判断によることから、調達する資金の具体的使途は、本新株予約権の行使により払込みのなされた時点の当社の資金需要を踏まえて具体的に決定してまいります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

組込情報である有価証券報告書（第10期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、下記以外につきましては、本有価証券届出書提出日（平成22年1月12日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」には、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項についても、下記以外につきましては、有価証券届出書提出日（平成22年1月12日）現在において変更その他の事由はございません。

#### （1）株式の希薄化

平成21年12月31日現在の当社の発行済株式総数は202,700株で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式の総数は34,500株であり、希薄化率は17.02%となります。

このため、結果として当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化することとなりますが、一定の資本の充実により財務基盤の安定を図ることができ、創薬事業及び創薬ツール供給事業においても安定した研究開発及び販売活動の促進により事業基盤を強化することが可能となります。確実に資金不足を解消し、上場企業として事業を継続発展させ、経営の安定を図るためには、まずは資本の充実を図ることが喫緊の課題であり、今回の新株予約権発行は不可欠な資金調達であると判断しております。

今回の資金調達は、割当予定先より当社グループの財務体質を改善するために必要な資金量を確保し、事業展開資金及び研究開発資金として具体的な施策の決定に合わせた資金調達となること及び、上場維持のための資本増強について、柔軟かつ機動的に協力いただく旨の意思表示をいただいております。当社は株式数増加による希薄化の影響を上回るよう、主力であるECI301の臨床開発とTAXI Scan-FLの販売促進を通じて、企業価値の向上に最善の努力を尽くしてまいります。したがって、当社グループを支援いただく既存株主の皆様への利益保護を図る上でも、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## (2) 大株主の変動

本新株予約権の発行により、本新株予約権全てが行使された場合、募集前後の大株主及び持ち株比率が下記のように変動する可能性があります。

募集前 (平成21年11月30日現在)		募集後(新株予約権が全部行使された場合) (平成22年1月29日以降)	
金澤	11.86%	O a kキャピタル株式会社	14.54%
中国ベンチャー投資株式会社	7.98%	金澤	10.10%
金ヶ崎 士朗	4.14%	中国ベンチャー投資株式会社	6.79%
ファイナンス&テクノロジー Inc.	2.27%	金ヶ崎 士朗	3.52%
泉 辰男	2.06%	ファイナンス&テクノロジー Inc.	1.94%
有限会社オオエイ商事	2.03%	泉 辰男	1.75%
南開工業株式会社	1.90%	有限会社オオエイ商事	1.73%
木村 勤	1.77%	南開工業株式会社	1.62%
東洋システム株式会社	1.51%	木村 勤	1.51%
飯田 哲郎	1.35%	東洋システム株式会社	1.29%

(注) 1. 大株主につきましては、平成21年11月30日現在の株主名簿を基準に作成しております。

2. 本新株予約権の割当予定先であるO a kキャピタル株式会社は、本新株予約権が全て行使された場合、発行後の総議決権数の14.54%を占める大株主となる可能性があります。しかしながら、同社につきましては、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら新株予約権の行使及び売却をしていく旨の表明を行っております。よって今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

## (3) 継続企業に関する疑義のリスク

当社グループは、第11期第1四半期連結会計期間において193,577千円の四半期純損失ならびに営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー(バイオ)企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、がん治療薬ECI301の前臨床試験等の研究開発費を先行投資しております。また、研究協力金及び細胞動態解析装置等の販売による収入で、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いております。

当該状況に対応すべく、当社グループは事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。

事業資金の調達につきましては、第9回新株予約権は平成21年8月27日をもって権利行使が完了致しました。

また、当社の運転資金と研究開発資金に余裕を持たせるため平成21年3月3日開催の当社取締役会において発行を決議した第10回新株予約権については、平成22年1月8日現在での行使額は170,000千円、未行使残高430,000千円となっております。

第10回新株予約権は第三者割当の方式にて、業務提携先のマレーシア政府系バイオ研究機関Inno Bio Ventures社に20個、投資会社に10個、個人投資家3名に各々10個ずつ割当てましたが、平成22年1月8日現在43個が未行使となっております。

売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下致します。がん治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、世界のビッグファーマとライセンス契約締結交渉を進めて参ります。契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が

期待できます。創薬ツール供給事業は提携先であるGEHC社とともに国内及び海外向け販路の拡大を目指します。又、平成21年初めに発売を開始した蛍光細胞動態解析装置(TAXIScan-FL)の販売促進を積極的に行っております。

経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先との友好的な関係を維持しながらのコスト削減交渉を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図って参ります。

しかし、売上増加の施策につきましてはがん治療薬ECI301のライセンスアウト契約の時期、金額、入金の日時等が未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

## 2. 資本金の増減

組込情報である有価証券報告書（第10期事業年度）提出日以降において下記のとおり第10回新株予約権の権利行使が行われておりそれに伴い資本金の増減が発生しております。

日付	行使株数	発行済株式総数	払込金額の総額	増加資本金	増加後資本金
平成21年9月3日	400株	200,300株	10,044,000円	5,022,000円	2,570,745,950円
平成21年10月20日	800株	201,100株	20,088,000円	10,044,000円	2,580,789,950円
平成21年10月28日	400株	201,500株	10,044,000円	5,022,000円	2,585,811,950円
平成21年11月11日	400株	201,900株	10,044,000円	5,022,000円	2,590,833,950円
平成21年12月4日	400株	202,300株	10,044,000円	5,022,000円	2,595,855,950円
平成21年12月17日	400株	202,700株	10,044,000円	5,022,000円	2,600,877,950円

注) 平成22年1月8日以降の権利行使は含まれておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年 6 月1日
	(第10期)	至 平成21年 5 月31日

四半期報告書	事業年度	自 平成21年 6 月1日
	(第11期第 1 四半期)	至 平成21年 8 月31日

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について<電子開示手続等ガイドライン> A 4 - 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書

平成20年 8月27日

株式会社エフェクター細胞研究所  
取締役会 御中

### 監査法人ウイングパートナーズ

指定社員 公認会計士 赤坂 満 秋  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森下 賢 二  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフェクター細胞研究所の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、下記事項を除き、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフェクター細胞研究所及び連結子会社の平成20年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 記

継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は継続企業の前提に関する注記に記載されているが、第三者割当増資等による追加資金調達などの経営計画の一部の実行可能性について、合理的証拠は得られなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において1,378,611千円の当期純損失を計上しならびに1,520,315千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスがあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。この疑義を解消するための対策は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記の重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記として以下の事象が記載されている。  
韓国のファイナンスアンドテクノロジー社との譲渡契約による支払代金608,000千円を平成21年5月期の第1四半期において特別損失として計上する旨。  
平成20年6月27日開催の株式会社エフェクター細胞研究所及び連結子会社である株式会社セルテの取締役会において、株式会社セルテが新規に健康食品卸売事業を開始することを決議した旨。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 8月27日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

### 監査法人ウイングパートナーズ

指定社員 公認会計士 市 島 幸 三  
業務執行社員指定社員 公認会計士 平 賀 康 磨  
業務執行社員

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社グループは、当連結会計年度において1,979,419千円の当期純損失ならびに1,199,062千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。  
当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が生じており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象として以下のとおり記載されている。  
平成21年5月18日開催の臨時株主総会において、新株予約権の発行について承認し、平成21年6月8日開催の取締役会において決定された旨。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 E C I の平成21年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 E C I が平成21年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

内部統制報告書に記載されている連結子会社において、販売プロセスおよび仕入プロセスに関し会計システムへの記帳内容の検証を定めた規程が整備されておらず、検証の実施が不十分であることにより、重要な欠陥として指摘した事実については、会社による検討が行われ、その結果は連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査の意見に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月14日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ECIの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ECI及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第1四半期連結会計期間において193,577千円の四半期純損失ならびに営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象として、平成21年9月3日に第10回新株予約権の行使があった旨の記載がされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 8月27日

株式会社エフェクター細胞研究所  
取締役会 御中

### 監査法人ウイングパートナーズ

指定社員 公認会計士 赤坂 満 秋  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 下 賢 二  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフェクター細胞研究所の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、下記事項を除き、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフェクター細胞研究所の平成20年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 記

継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は継続企業の前提に関する注記に記載されているが、第三者割当増資等による追加資金調達などの経営計画に一部の実行可能性について、合理的証拠は得られなかった。

### 追記情報

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において1,483,955千円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。この疑義を解消するための対策は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記の重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
- 重要な後発事象に関する注記として以下の事象が記載されている。

韓国のファイナンスアンドテクノロジー社との譲渡契約による支払代金608,000千円を平成21年5月期の第1四半期において特別損失として計上する旨。

平成20年6月27日開催の株式会社エフェクター細胞研究所の取締役会において、連結子会社である株式会社セルテに対し、新規事業の仕入資金及び運転資金として、70,000千円の貸付を行うことを決議した旨。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 8月27日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

### 監査法人ウイングパートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市 島 幸 三

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平 賀 康 磨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社は、当事業年度において1,912,702千円の当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスがある。  
当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が生じており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象として以下のとおり記載されている。  
平成21年5月18日開催の臨時株主総会において、新株予約権の発行について承認し、平成21年6月8日開催の取締役会において決定された旨。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。